

2017年1月より



セルフメディケーション税制(医療費控除の特例)

が始まりました！



健康の維持増進および疾病の予防への取組()として一定の取組を行う個人が自己又は自己と生計を一にする配偶者その他の親族に係る特定成分を含んだ **OTC 医薬品** (いわゆるスイッチ OTC 医薬品) の購入の対価を支払った場合において、その年中に支払った対価額の合計額が1万2千円を超えるときは、その超える部分の金額(上限：8万8千円)について、その年分の総所得金額等から控除する新税制です。

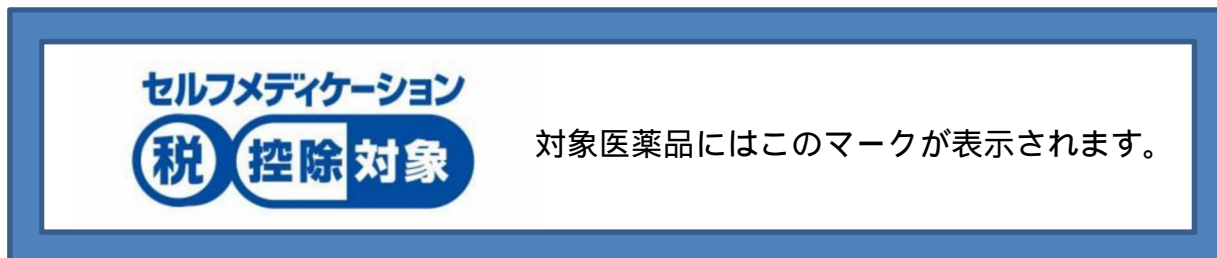
特定健康診査(メタボ検診)、予防接種、定期健康診断、健康診査、がん検診
スイッチ OTC 薬...医療用薬から市販薬に規制が変更された薬

セルフメディケーションとは「自分自身の健康に責任を持ち、軽度な身体の不調は自分で手当すること」と定義されています。健康的な生活習慣を身につけ、ちょっとした体調不良であれば病院に行かずとも市販の薬で自分で治療できるようになりましょう！という促進制度です。



対象の OTC 薬は日々増えていますが、OTC 薬の見分けがわからないかと思います。

そこで 2017 年 1 月施行に伴い、対象の製品には製品のパッケージに以下のマークが表示されるようになりますので購入の際、参考にしてもらえかと思います。



また、証明書類には、以下の内容が記載される事になっています。

1. 商品名
2. 金額
3. 当該商品がセルフメディケーション税制対象商品である旨
4. 販売店名
5. 購入日



レシートや領収書等をみれば、対象の商品がわかるようになっているのでご安心ください。

税理士・社労士 安井伸夫事務所

〒604-0862 京都市中京区烏丸通竹屋町下る少将井町 230 番地トライグループ烏丸ビル 2 F
TEL : 075-256-8628 URL : <http://www.yasuioffice.com>

セルフメディケーション税制（医療費控除の特例）による所得控除と、従来の医療費控除を同時に利用することはできません。購入した対象医薬品の代金に係る医療費控除制度については、従来の医療費控除制度とセルフメディケーション税制のどちらの適用とするか、対象者ご自身で選択することになります。

医療費控除の特例(セルフメディケーション)	通常の医療費控除
1月1日から12月31日までの間に納税者が、自己又は自己と生計を一にする配偶者やその他の親族のために支払ったOTC医薬品であること。	1月1日から12月31日までの間に納税者が、自己又は自己と生計を一にする配偶者やその他の親族のために支払った医療費(OTC医薬品含む)であること。
OTC医薬品の支払金額が1万2千円を超えた金額(最高8万8千円まで)	総所得が200万円以上の方 医療費の合計が10万円を超えた金額分 総所得が200万円未満の方 「総所得金額×5%」を超えた金額分 (最高200万円まで)
特定一般用医薬品等購入費に係る領収書 (特定一般用医薬品等に該当するものの金額が明らかにされているものに限ります。) 確定申告する方が、その年中に一定の健康診査や予防接種など特定の取組を行ったことを明らかにする書類	対象医療費・医薬品代金の領収書 介護用おむつ代などを医療費控除対象費用とするために領収書とセットで提出しないと行けない証明書

どちらの控除を適用するか選んでくださいね！

医療費控除が受けられなかった方も
これで医療費控除が受けられるかも？！



税理士・社労士 安井伸夫事務所

〒604-0862 京都市中京区烏丸通竹屋町下る少将井町 230 番地トライグループ烏丸ビル2F
TEL : 075-256-8628 URL : <http://www.yasuioffice.com>